

北海道公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に関する審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに第99条の3第4項第1号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査（以下「教習指導員審査」という。）を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条及び第10条第2項の規定により告示する。

令和8年4月17日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

- ア 教習指導員審査（大型二種、中型二種、普通二種）
- イ 技能検定員審査（大型二種、中型二種、普通二種）

(2) 期日

ア 教習指導員審査

- 第1回 令和8年5月28日（木）及び5月29日（金）の2日間
- 第2回 令和8年7月30日（木）及び7月31日（金）の2日間
- 第3回 令和8年10月29日（木）及び10月30日（金）の2日間

イ 技能検定員審査

- 第1回 令和8年5月28日（木）及び5月29日（金）の2日間
- 第2回 令和8年7月30日（木）及び7月31日（金）の2日間
- 第3回 令和8年10月29日（木）及び10月30日（金）の2日間

ウ 期日に係る審査対象

- (ア) 第1回審査は、新規受審者、審査日から過去1年以内に審査細目の一部に合格している者及び国家公安委員会が指定する講習を修了している者（以下「一部合格者等」という。）に対して実施する。
- (イ) 第2回審査は、一部合格者等のみとする。
- (ウ) 第3回審査は、第1回審査と同様とする。

(3) 時間 午前9時から午後4時30分まで

(4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部運転免許センター運転免許試験課（札幌運転免許試験場）

2 受審要件

- (1) 北海道内に住所を有する者であって、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を取得していること。  
また、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
- (3) 中型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）の交付を受けたものであること。
- (4) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
- (5) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
- (6) 中型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（中型）の交付を受けたものであること。
- (7) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に

規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

### 3 審査の申請手続等

#### (1) 提出書類

ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

#### (2) 提示書類

ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。以下同じ。）及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）

イ 中型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）

ウ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

エ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

オ 中型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（中型）

カ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

#### (3) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

#### (4) 受付期間及び時間

##### ア 受付期間

第1回 令和8年4月13日（月）から4月21日（火）まで

第2回 令和8年6月29日（月）から7月10日（金）まで

第3回 令和8年9月7日（月）から9月18日（金）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

##### イ 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

#### (5) 申請先（受付窓口）

札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部運転免許センター運転免許試験課教習所係

電話 011-683-5770（内線233）

#### (6) 申請方法

受付窓口に審査申請書を提出すること（郵送による申請は不受理とする。）。

### 4 審査の方法等

#### (1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定	技能検定員として必要な自動	技能試験（自動車の運転に必要な技

に関する技能	車の運転技能	能についての運転免許試験をいう。(以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後、文書により通知する。

6 問合せ先

審査に関する問合せは、3の(5)の申請先にする。